



魚目國日本交通史
本名北
邊探事
一

洋学文庫
文庫8
A 50
1





北邊探事卷一

大槻文庫

臣 大槻茂實謹撰

魯^ロ西^ロ亞^アハ北邊の大國^ルとして其本國を政^シ還^ス巴^バ洲^シ
 の一^ニ大^ニ洲^ニの^ニ小^ニ東^ニニ在^リる^ニ地^ナを其都府城^ヲ「ムス
 ク」^クと稱^スる^ニ西洋^ニ迄^ニ汎^クく^ニ出^ルれ^ト没^ス斯^ス首^ヲ未^レ亞^アと
 呼^ビひ^テ出^ルれ^ト亦^レ總^ノ列^ノの^ニ名^ヲを^シ今^ニ全^ク列^ノの^ニ名^ヲを^シ「魯^ロ西^ロ亞^ア」
 呼^ビひ^テ彼^ノを^シ自^ラ稱^スる^ニ「オロシイア」^トす^ルも^レは
 往^レ時^ノ洋^ノ船^ノは土^ノ産^ノの^ニ皮^ノ革^ヲと我^レ邦^ニに^テ齎^ルる^ニ未^レだ^ニ世
 工^ノ以^テ此^ノを^シ呼^ブる^ニモス^ルコ^トビヤ^トり^テ出^ルれ^トも^レ人^ノ多^ク
 く^ニハ^レた^レる^ニ工^ノ革^品の^ニ名^ヲを^シ今^ニと^シ定^ムる^ニ地^ノ名

多るを知らずおろしにたゞを世徳玉の英
主伯多珠といふ王位を嗣き漸く帝位に即ぐ
以て大國地を闢くこと極めて度く西ハ「波羅泥
西」蘇亦齊亞スウエーデン洲スウェーデンの諸州を奪ひ別ニ新都
を建て「ペトルブルカ」を以て南ハ都兒格國を破
リ「小韃靼」の地を陥ル東ハ「大韃靼」の諸國を併せ
沙漠よりして北方氷海に傍して我東極東の東
北「カムシカツト」彼ハ「カミシヤーツカ」として止白
里の夢路あり其上常矩々橋夫双紙曰本邦宮本
十年癸未徳王人口ウフルとリハ初てウシと
ス子孫と成りて人を知るは法修せハルと
重保年号ありてを造るはと云ハルと云

續き我「クナジリ」島まで或十一島河ふ大小の島
島の内第十八國は河さるの島とを押し送りし
いふ紐これを「コレイツケ」と名け酋長「ワシラ」
と名付此島双紙ハ「ウルツ」を「エトロフ」の隣
島なりと云を以て即今我玉ハ彼を併る所原の
地島より一切近隣境をおせりと云カミシヤーツカ
を東と云いし「コレイツケ」を隣と云ふは年生牛と麦の
種と云ハ「オホーツカ」北島ハ「エトロフ」と云ふなり
右の諸島を削ぐ懐け從ハ我東保の末ハ
和安永の故よを和安よりして年々く享保年
松本地方の人より極東地ニ徳王國と云ふ

を名て赤人或は赤船夫と云ひしハあれと云
申ふなりあれハ彼人統羅紗程と云ふを名に
者河うしを名ては程何者多程ことを毎つそし
てみづしよ赤人と稱せしことし 思ひ程漸に我船
夫を名て進む事終こととなりて後オロシヤと
し地名と云ふ人しることを皆覚え世多ふ要船
夷地ヲオロシヤ人通用程終つてしる事と
ありしと覚え申はオロシヤとしる名とくし
しハ安永の末天明の初の頃よりしや但昔より
世々ムスコビヤとて彼の船を稱せし名を忽

り覚えしと云ふ「オロシヤ」とハ今く同地を名しハ
さうし多くせざる者多し 明和某の年ムスコヤの
船ベニコロとしし船原を組て阿波の島に漂は
せしと風流ののみ覚えしことあり その島の始末 官府
阿波の島に漂はせし船原の事ありし 叔を後定改
にすまのしし オロシヤ人の人仕を船に我何
幣の玉白子の舟ある漂はせし事と云ふ
事れり彼船内「オホーツカ」といふ港あり 船は安永
して先ツ松前一向け颯けし風吹阿ししを 船は安永
船夫子モ口としし地ヲ ホカケ 船をりけし事九月

この一列の者数に地をありし松前使に出入を
礼す日本御深人獲送並に彼玉帝より此中因に
海ぬを修め且亦力の及をよきたきこと書す并
よきおのり載せ奉たりし松前志の上すく
よ江府より越く心ゆきうと望をいりハ未だ不
府より注をいりしに度く少府あり官廳の評
儀ありしに松前志の中し石川村上の方を指
向しれ彼若者並に我館を經松前まで至りせられ
たまひりて扱ありしに松前並に書す信牌
とを授けしに還り給ひ深人等をは交りせ給

ひたり給され彼玉人等押付れ我内他に入り
し始あり其後又甲辰二年甲寅十二月十三日停
戸運送の船は安板しう船は押しを松をいりしに松前並に書す信牌
ロシヤの房をアミシヤツカと云ふは深人等しに松前並に書す信牌
彼船をアミシヤツカの邊に連ねられ松前並に書す信牌
コイツカと云ふ船は松前並に書す信牌
ロイツカと云ふ人の扱ひを松前並に書す信牌
カイツカと云ふ人の扱ひを松前並に書す信牌
の者並に内松前並に書す信牌
合三人ありしに十三年四月を松前並に書す信牌
もの世は多しと云ふ

寛政五年癸丑六月廿二日オロシヤ人松前並に書す信牌
前より内松前並に書す信牌

を研究しては後と申ゆるは益なき利をいふた
りは一法を以てたふては志かり
石川が監考列
村と大学考列

此度
政府の指揮を奉じて
給ふ

あゝんらくすまん
わけいろふらふ
子

寛政八年六月廿七日

朱御印
信牌字

御印
目新

光を又等松前より江戸へ送る届と後維子橋所
蔵のきり山屋の肉小誓く持至れ頃五月十日
吹上の門庭くちされて彼玉の半状義塚を以て
しし又法眼桂川氏に命せられし様子彼ち俗
の半とてうしめられ北様聞略とやうん教養の
書綴りよりとれしと我々後光を又残去り山屋
初初りて田安の意を於桂満上持至りしとあり
その後清と浦と一り約流ありてヲロシヤ船の
りし外西水事船不虞の口備ありしとあり
傍の港へを分候し命せられ自然オロシヤ船入

右之船外所尚地流生之船是也
 一今船似是之役人流其信之儀を才口シマ國王
 江府呈書其乃在船所之在寫書打紙の候中物分
 右之船沖中出役所檢使之書出之紙少少の交本
 書之江府表之儀之者打系呈上仕寫書之門牙
 形不之由之者之取會之語之何分他之方一之附
 厚船江船中出信之在呈上之大意其身其交之年
 於船表地信牌を給之形中上いたの今船以信在
 指致貢江府相礼之勅の事
 所當是之自國之信我之儀之以上之交易之儀之

心之船之勅の事

一在船乗組人數八十五人内八拾之人を才口シヤ
 人日本人四人外之乗組之者之儀之右日本人
 之我之十二年以才口シヤ西之漂流仕分尚
 甚連流下儀
 右之候才口シヤ船首長之者中出儀
 阿蒙院かひ多ん 船之北き少少の
 右之執かひ多ん所之才口シヤ和辭仕指上中儀以
 上

通詞目録

三島田中助

通函

同

九月七日

同

同

同

同

同

同

同

加福安以仲

石橋助隆

中山信之仲

名村富吉仲

今村全吉仲

布木庄吉仲

核山徳之助

今村徳吉仲

高橋為平仲

別紙

六ヶ条界之玉王書翰大意を凡にあり

右之玉王の指書翰の大意を本約に依りて口シヤ

形似る者玉王のつと中由承り趣和解仕る上

中依り上

九月八日

大小通函

魯西亜國王書簡和解字

恭敬

大日本國王の殿下に御返り也國王の御返り書

又裁取致祈ハ

貴國

- ニスラント セラルジーン の隣国 ○シルカツセン アジア エウロツバの陸地
- ゴリセン ○ノルカスシシシ ○スレスウヱ井キ テイ子マル カ南
- ホルステイン スレスウヱ井 ○ストルマレン ホルテン の内
- テイトセル ホルステ の内 ○オルテンヒェルク ドイテラン の北
- エウヱリエン 四十九洲

右之外小國を數多之儀、少くも五に不手儀

右を、お話し、や國は、是、其、の、つ、と、サ、ハ、函、山、越、和、解、
は、さ、さ、と、す、儀、以、上

五九月十日

通初目録
大小通初

- オロニア 國府 テ子マルカへ 五百里
- テ子マルカ エニゲラントへ 六百里
- エニゲラント カナリヤ島へ 貳千里
- カナリヤ島 カナリヤ島へ 三千里
- アラシリ アラシリへ 四千里
- マルケサ マルケサ島へ 三千里
- カムシカ カムシカ島へ 千里
- カムシカ カムシカ島へ 千里
- 日本 日本へ 千里

メ凡一万四千百里

子七月七日阿蒙陀沙島船入津子屋風説書、
お話し、や、後、年、外、海、島、上、と、和、解、外、以、至、人、也

陸入傳二付中三口和解去并此一件諸書和多一列
不福也

此方江府所送を其れ一子當り傳へりし因事
十一月十七日子到り梅ヶ原より所取候所屋山志
つゝい上候也 候所「源流人」同り也

十二月十三日

才口ニヤ物帆所用子年長候一 冒分
多き事用意也 候所也
幸山全四脚

伊後月廿五人

丑正月十九日江戸所出立二月廿九日長崎表所忌三

月六日七日才口ニア人立山所候所取立出所對候因九
日再ハ渡来多事成趣也 候渡十日所送書上由
致上物ニ事請ふ所所取立上ニ成候由

船中ニ者 甚難 此子五右衛門 塔ニ子儀 米石
俵上ト至也船中拵度ニ相立り下船り旨可致由
与上 候渡所由 同月十日仙臺源流人四人ト所交
所成

本船同十八日長崎出帆候也

丑正月十六日

土井大炊政殿

島よりも遠くへ船繋ぎをうけたりし地方と
を於れどもやの不泊帆を度し

御奉書

我國わがうへへ海外へ通商を欲せしむるがうへへ
としくとも事便にあらざるが故に船子船禁を設
けし我々の商戸外へ往く事とせしめ其の賈
船も又たやうく我々を成る事と許さざらんが故に
事々海船ありといへども固く退けしむるが故に
度山船解路球紅毛の往來を許さば互市の利
を必しを於れどもあらざるが故に

此の如きいふわがうへへ通商を欲せしむるが故に
このうへへは前年我々源船のへへをいふに其の
亦来りて通商をうへへへ又も好むが故に好むを通
し交易と申かんがうへへをいふが故に既しをうへへ
及んて海へ我國を望むるが故に亦切ある
を知らしむるが故にこのうへへを望むるが故に通商の
るが故に其のうへへを望むるが故に其のうへへを
海外の諸国と通商せしむるが故に其のうへへを
外はよ修る事とせしむるが故に其のうへへを望むる
て事便にあらざるが故に其のうへへを望むるが故に

いふつらに外夷と称しむ所を以て従て通せ
此後玉曆世封疆と守れ定法ありいづらるる國一
併の所を以て朝廷歴世の法を憂と念けんや禮
を従事と尚ふるを以て私物を交けて是より
それを知りて其の玉を以て是れ海外
萬里つられの玉り志の如くこのもん容れ其の
飾もふふ志かば互市の如くは其國の者亦と以
て我を以て換ふ者其利ありふ似たりとしくも
通下て其物を論を以て海外を價の物を以て我
玉あり其の貨を以て其の玉計の首なるもの

にあつては其の民奸猾の商物と競ひ價
を争ひ争ひ利され論つてやも其れは風を壞り
俗をみ、故我民を去りて害を以て治りて其
所より互市交易のりあつてたゞ信を通りあ
たしぬをしるる素より又我國の禁中との防ふ
なりかゝる愛と以て通するを以て
世人朝廷の意かくの如く再び其の事を責むる
ありし也

此後玉曆世封疆と守れ定法ありいづらるる國一
併の所を以て朝廷歴世の法を憂と念けんや禮
を従事と尚ふるを以て私物を交けて是より
それを知りて其の玉を以て是れ海外
萬里つられの玉り志の如くこのもん容れ其の
飾もふふ志かば互市の如くは其國の者亦と以
て我を以て換ふ者其利ありふ似たりとしくも
通下て其物を論を以て海外を價の物を以て我
玉あり其の貨を以て其の玉計の首なるもの

作之故委曲承初ははらふを述す事とす

梅田人の仙臺漂流氏等三月十日口立長七徳宗行

成田^{成田}同陽^{同陽}所後雨^{所後雨}於^於之帆^{之帆}漂流^{漂流}其^其彼^彼地^地

是^是之^之海^海帆^帆之^之始^始末^末以^以舟^舟口^口上^上持^持上^上ル^ル舟^舟同^同之^之礼^礼

多^多返^返一^一十^十上^上碇^碇流^流事^事と^と日^日後^後舟^舟六^六人^人居^居好^好い^い事^事列^列成^成舟^舟を^を

ワ^ワシ^シ后^后 口^口立^立味^味玉^玉漱^漱石^石記^記定^定之^之通^通揚^揚り^り危^危し^し事^事入^入也^也

地^地乃^乃仙^仙臺^臺某^某一^一法^法其^其人^人持^持出^出也^也

台^台會^會下^下之^之秋^秋堂^堂八^八月^月江^江戸^戸舟^舟屋^屋後^後一^一口^口立^立之^之和^和以^以

平^平井^井輪^輪を^を之^之法^法目^目舟^舟動^動之^之方^方役^役人^人亦^亦江^江戸^戸舟^舟屋^屋長^長崎^崎

之^之口^口立^立之^之所^所亦^亦江^江戸^戸舟^舟屋^屋長^長崎^崎人^人之^之事^事を^を於^於二月^{二月}十八^{十八}日

何^何れ^れも^も古^古具^具一^一江^江戸^戸舟^舟屋^屋後^後一^一口^口立^立之^之所^所亦^亦江^江戸^戸舟^舟屋^屋長^長崎^崎公
半^半を^を以^以て^て

私^私記^記

漂流人不知^{不知}之^之事^事也^也十二月^{十二月}也^也

君^君侯^侯於^於長^長崎^崎江^江屋^屋後^後一^一口^口立^立之^之所^所亦^亦江^江戸^戸舟^舟屋^屋長^長崎^崎前^前之^之所^所也^也

其^其事^事之^之始^始末^末亦^亦詳^詳細^細を^を記^記す^す也^也 且^且亦^亦其^其事^事を^を記^記す^す也^也

其^其事^事之^之始^始末^末亦^亦詳^詳細^細を^を記^記す^す也^也 且^且亦^亦其^其事^事を^を記^記す^す也^也

其^其事^事之^之始^始末^末亦^亦詳^詳細^細を^を記^記す^す也^也 且^且亦^亦其^其事^事を^を記^記す^す也^也

其^其事^事之^之始^始末^末亦^亦詳^詳細^細を^を記^記す^す也^也 且^且亦^亦其^其事^事を^を記^記す^す也^也

其^其事^事之^之始^始末^末亦^亦詳^詳細^細を^を記^記す^す也^也 且^且亦^亦其^其事^事を^を記^記す^す也^也

ありて建ておける卒塔婆よりしるべき者ありこれ
宗系よりていふ事ありて是れ一の磔柱ツケに似たり
のより在る所のオロシア人これと礼物を磔柱の十文字
様ありてハ本邦ほんより受付けしものなりしと云ふ
なり又切工丹室門の裡に十字の形のおをり
と中絶してありしものありては是れ漁夫の宮御
氣味ありきと俗に云ふも氣味たりしが近き地の
くく入るものありて寺に墓ありては十字の形
の物ありて寺の屋根のよりしるべき十字の形
大和尚の冠帽のよりしるべき十字とて建てたり

ヤコーツカイルコーツカに皆同一は之ヶ所ありて
門の傍に墓の上より木柱に文字が書たるものとあり
昔より地をきりての墓ありては十字の形ありてハオロシ
ヤを玉柱の形ありての墳墓のよりしるべき一木柱
ハ墓の者ありしもの人の墓のよりしるべき切石
横文字を彫りしものなりては文字のよりしる
宗家の遺物のおとありてありてありは方の
ぬくよありて是れ即棺の形なりしものなりしハ
ヶ手滞りしイルコーツカ周辺の在りしを
てハコーツカにありしものなりしは低く別程

少せよと併ねとて教へりし事あるは、
ちかしくて、
あはれは、
とて

按、雪窓宗崔和尚著、
ふ書の抄、
客船を豊後國に寄せし、
の都より来る中、
て沙石竹人、
箇をえり、
一人を「カスハル」
レニ北ハ和尚とて、
又その人の伴者あり、

て「ロレンソ」といふ、
はく、
よりローマ、
尋ふ西海、
向て、
聖人、
多事、
流人「エソニ、
イソ」の至、
終の尊、
天地と造、
造、
萬物

此ハ首
座と翻

セシユス、キリスモス、
耶蘇契利斯督ナリ、
原

を建立せし「テイウス」の化身なり衆生の後世
を救はんが爲めは降りて世を降生す我々高き
位にて一たび天主を救むるのたゞく「聖山
の如く」も即消滅して天主の如く「天堂の
樂」とたゞ又昇る。わが「キリシト」ニエテヨ如徳
の国「セルサ」の末裔は於て此法を説く時よ此
宗門は海を渡る人「雲霞の如く」如徳「シツタス」如徳嫉
妬の心を起し「セルサ」ニ於て守護を「ロニア
トス」よ告ぐ曰「キリシト」邪法を説く者民を惑
乱を起す此人を誅すよと也後兵軍ををき

て「キリシト」を捕へ「カルワリ」山に於て十字の
架を掛り刺殺す「キリシト」の曰我衆生の後世を
救はんが爲めは甘んずるを授け十字架に
懸るを衆生に代りて苦悩を受て以て我を死を
贖ふる故に之を應て再びを授くるの奇事あり
これより因りて人恭敬するを限りて及生
るよして天よ昇りて

本文「漂民傳」に「キリシト」の是れは「福音」を
宣ふるの如く「口馬」ハ「ヲロシヤ」宗門の祖なる
る如也

セイサルの王分より帝王と云ふ事

「セイサルの王分」^{大敵} 雑「ウ」と訴「ウ」ヒラ

アトハ「セスウス」の所發一と因ア「ウ」ハと云

ハ「ユ」の大敵人「ウ」ハと云ふ事「ウ」ハの外ハ

多ク出来「ウ」ヒラアト。ジユテア「ウ」ハ者ハ人

を「ウ」殺し「ウ」を不分別と云ふ事「ウ」ハ

ハ「ウ」セイサル帝王の所發「ウ」セスウスと云

「ウ」ハ「ウ」ハ「ウ」ハ「ウ」ハ「ウ」ハ「ウ」ハ

「ウ」ハ「ウ」ハ「ウ」ハ「ウ」ハ「ウ」ハ「ウ」ハ

「ウ」ハ「ウ」ハ「ウ」ハ「ウ」ハ「ウ」ハ「ウ」ハ

ニ付シジユテアの都セルサレシの町を「ウ」カルワリヨ

「ウ」ユ「ウ」ガワタの「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ

「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ

「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ

「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ

「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ

「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ

「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ

「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ

「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ

「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ

「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ

「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ

「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ「ウ」ユ

振ハ彼等用の何れもさるる又新義ハ
たすふ物語リハ「ケレシトウ」の身子の内だこ
うのさして佛とさうし人拾取人さうを内九
人ハ正をすて何とさうしとさうしたるしが忘
れらうと右ふいし拾取人の身子といふ者出
れさるう又新義曰くさうしれ多ふんを「スウ
イトイ・チロウカ」といふこ花人といふさるり
清麗華潔 寺との本堂の例ハ色あまふ家の
繪像ハ拾取人もやんを權身命名の日この
佛身子の縁忌の日を考へ皈依次第をさるり

多り日み詣てそ佛名を改むの名改り取る
といふこれニコライ・イワン」の教あるべし
毎年三十日お後の日教に内日の名をセツよまつて七
日の初日を「オシキリセンヤ」といふ日を改むる
際祓けり身を取み四足をわいしおまねと精をさ
一月三四日おあまは月例として改むるは
是もさるるかきさるるをさるる
凡そ佛をわいしお大拾取中拾のニツを念をわ
をつまむかぬしと先ツこれを額にわいて下
て腹にあてたぬ肩にわいてさるるこれより月々十文

字の形をみる信儀も俗人も宗旨の人ハ皆其も
るなり
ぬれぬれと云ふを云へアメリカの地ハポリトカリの地也
と云ふ寺も人も「ポリトガル」云々人寺を佛と云ふと
云ふ小僧の云々を云ふ也 佛を佛と云ふと云ふ
云々其れが同宗と云ふ也 佛ハたのめく云々

ある和尙といふ僧も若ふ途半まで云々ハ云々
和尙云々云々云々云々云々云々云々云々云々
和尙の和尙何の僧云々云々云々云々云々云々
るなりと人其載せぬと云々云々云々云々也

土人教等並臥の時云々云々云々云々云々云々
ニポミナヨといふ云々云々云々云々云々云々
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々

ポミナヨといふ云々云々云々云々云々云々
事云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
曰ゴスボセニポミナヨ云々云々云々云々云々
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
小僧生れて名を付けたる寺に在れ云々云々云々
本條云々云々云々云々云々云々云々云々云々
佛の額と和尙云々云々云々云々云々云々云々
を付させ云々云々云々云々云々云々云々云々
を渡す云々云々云々云々云々云々云々云々云々
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
れ云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々

たゞこれを文抄し居たは若者を押さしめハる成り
くは道ヲヤセしハ居居しハ人ハ内定し者
イルコソツカよりして由一ハ改め候りまありて
るは茂治神已助の由人ハ玉光の器鼓もも
物類の心ちししつさるしハも王の前まで
軟言をせし滞留の由一決せし容も之を
思ひししし他邦より来る者もこれを
何れの理屈もよくはるの便所も候りん送る
度ハ度も苦もくも候りしハりしめたり
しハ玉光もや宗社もや不審か何れも自他

の差別ある人等もさかしくしし自り思ふは懐
つりし事といふありしや意も似し又深
く毒も厚ししは其の容も其の結れ
るよめもさハ政府の明張もれ多も感も
しし候りし

又按し初め漂志せし「オンテレイツケ」といふ島
島地ハ北亜墨利加^{リカ}の属もその由^ハは法^ハの夷族^ハ
と^ハいふ由^ハ志^ハるししも舊板世界全圖^ハありし
を載する者も是^ハオロシヤ板世界新^ハ昔^ハハは
誌^ハも在^ハることを知らし何れの由^ハも属^ハせし

所と申すは相地方ハ海をまよ〜〜氷海よ〜〜
本多歟のち産あ〜〜れす〜〜人船後て通せん
船行も固〜〜あり〜〜相立の海高み〜〜て多
獵り地〜〜急肉を〜〜る〜〜食ひ偶〜〜火食を〜〜
い〜〜もた〜〜多歟の皮裘オクナヨとよ多の羽毛と海を
歟皮をさき多〜〜をのち
衣て穴居〜〜人倫の及さ〜〜志の〜〜八年一〜〜
の阿〜〜るひもやオロニア布國万有餘年已未
開闢陸業の勢盛〜〜して人〜〜他と〜〜多き衆を懐
く〜〜ことを善〜〜と考ら〜〜して多那鞋靴の糸色
のち地巨〜〜あま〜〜く有〜〜と〜〜造つてこれ〜〜連

續せ給の徳高〜〜及〜〜は彼〜〜より南〜〜向ひて極身
徳高〜〜より侵掠〜〜ハハはオンテレイツケ徳高〜〜及
〜〜り源人の話〜〜と〜〜する餘年あ〜〜セリコフ〜〜
〜〜の力〜〜ニヤ〜〜ツカ仕出〜〜の船〜〜と〜〜東北洋を〜〜
〜〜しては〜〜は〜〜と〜〜名〜〜も〜〜海嶽の穢〜〜り利あ〜〜を志
〜〜と〜〜再ひ貨物を積〜〜みて渡海〜〜し物とあ〜〜〜一理解
を説〜〜き論〜〜し漸〜〜くは後〜〜を〜〜つて布玉の故地〜〜
併〜〜せ入〜〜り〜〜由〜〜を〜〜め布國船〜〜行〜〜し時つ補〜〜よん
列〜〜する是船〜〜を〜〜と〜〜して〜〜怪〜〜〜と〜〜彼多様〜〜
用〜〜る稔ミリ〜〜を〜〜と〜〜尖り〜〜と〜〜つ〜〜け〜〜る以前を〜〜以〜〜て島人大勢

船れ打ち多げり市船を存し寄をせむらに舟
まぎらふに河を流るるに其の勢を大に
持てゆくに一り一り志ありし者以此船道の習ふ
して今も有るに馴接ナレ遊ユし其教をせりて余
を破りしるる所の破の貨物シタガを以て業を務めて
餘多の歎はと有るを流るるに其本編に載る
如く漂人ありて其流れ急し商人のそ
れを以て其船人ともやと恐れ怖れたるに
ハ其は漂流の船人ともやと恐れ怖れたるに
りは其は飲食起すのみ扱ひはまて其の届ハ

昔よ此まにハ割柔のたに感をも感するなり
れから僻名を放イナキトニラワトけしめても本玉イナキトニラワトしめて教諭
の名にうり届きたるを思ひしオロニア他と
ありしをたてハ比ありをびりてかくありきこ
れもそ徳も徳も源流を以て物おせ給と
のたの流をせりしにハ船中のおと奪れ
りあり衣物をもちしにれ地方へ是等ハ新と
のそせきものありてなくさすれ又ハ人まら
きはれし等の憂きものあり目よに
その多しと我々國の憂き月ハあれとたふすは

色^シ赤^シよ^シい^シま^シる^シも^シ可^シく^シ命^シ令^シを^シわ^シし^シ動^シき^シ若^シシ
他^シ邦^シ源^シ流^シの^シ能^シ承^シる^シと^シ足^シあ^シら^シう^シた^シを^シ厚^シく^シ撫^シ育^シ
し^シ其^シ極^シふ^シ處^シと^シ獨^シル^シ流^シと^シい^シく^シる^シや^シと^シ思^シふ^シ
又^シ能^シく^シ互^シの^シ在^シ國^シ人^シの^シ其^シて^シの^シ扱^シひ^シを^シ爲^シの^シ
左^シ勅^シ這^シ流^シの^シ事^シを^シ其^シ内^シを^シや^シく^シと^シ地^シ方^シへ^シ送^シり^シ届^シ
け^シし^シ始^シ末^シ亦^シ其^シ上^シの^シ好^シむ^シあ^シう^シて^シ下^シを^シ待^シり^シて
亦^シく^シ勵^シみ^シ勅^シす^シ所^シ之^シ以^シて^シ後^シの^シ事^シ書^シの^シ中^シに^シ貴^シ國^シの^シ人
我^シ玉^シ内^シ何^シ玉^シの^シ浦^シに^シ源^シ流^シ多^シと^シく^シも^シ取^シ指^シさ^シ
令^シ入^シ津^シ指^シ助^シ流^シに^シ其^シ事^シを^シ傳^シへ^シし^シる^シも^シ亦^シ余
を^シわ^シし^シ知^シる^シ所^シ也^シと^シも^シ其^シれ^シと^シ思^シひ^シ令^シさ^シす^シ

る^シた^シり^シ北^シ色^シ止^シ白^シ里^シ「^シ魯^シ西^シ亞^シ韃^シ靼^シ」^シと^シ稱^シさ^シる^シの^シ廣^シ
大^シの^シ鉅^シ邦^シ我^シ奧^シ帳^シ夷^シ其^シの^シあ^シく^シを^シ爲^シす^シ固^シく^シ鄙^シ僻^シ
陋^シの^シ愚^シ民^シと^シも^シ思^シは^シれ^シハ^シ然^シし^シも^シ其^シを^シ厚^シく^シ厚^シく^シ
恩^シ我^シを^シ加^シえ^シを^シ爲^シす^シ所^シの^シ物^シを^シ與^シへ^シ愛^シ語^シ軟^シ言^シを^シ
用^シひ^シて^シ收^シ彼^シせ^シり^シて^シこ^シの^シあ^シら^シう^シこ^シの^シあ^シら^シう^シと^シい^シ
され^シハ^シ妄^シり^シハ^シ劔^シ磔^シを^シ用^シひ^シて^シ其^シ少^シや^シ其^シ伯^シ多^シ
瑞^シ帝^シ以^シ其^シの^シ國^シ典^シ尊^シ崇^シを^シ其^シ下^シの^シ宗^シ社^シを^シ至^シす^シ
と^シい^シ法^シ令^シより^シ出^シし^シや^シん^シと^シ思^シは^シれ^シを^シ守^シり^シ
者^シを^シ衆^シを^シ懷^シけ^シ國^シを^シ致^シめ^シ益^シす^シ其^シ大^シの^シ業^シを^シ成^シす^シ
と^シい^シと^シい^シは^シ一^シを^シ勉^シ強^シし^シ功^シ勞^シを^シ厭^シは^シぬ^シ勲^シ績^シを^シ

まゝのまゝと云はる事なり

イルコーツカ滞留中土地人漂人等より此玉の者
をたゞしくと強てせしめあり此中曾より此玉の
人より固よりなり下等者なり此玉はぬれたる路
窮困の極まりなり是よりよあハ中世ハ上より極の
家財のみを運送し庫一は玉の人別に入付時ハ
それハの業よりありつき又今々の扶助もあらずな
れをたゞあはれやとせしめあり此玉はぬれたる路
はてハ幼むを強てはいつまでもありとも均給の意
を有りこれハ艱難の中にもそのおを與へせしめ

いとあり

先年何留光をえ均給り以居あり一形花ハ初
の御子ありて自ら彼人別に入付る病氣よそ物
夕のるふ強儀より及ぶる此玉の人別に入付人
人の指助もあらずこれハいつまでも幼や幼や
病氣の上をれをえしめ此玉の人別に入付ると
おは後光を又都よりあり均給のるふあり一時ハ
おは後光はよむせひて泣別れしと光をえいじ
まゝこれハ強て人別に入付る門は初め入るといふ
るありたは強て入るを一旦強て入るは

此の南に奥戸オコツといふ所の者のより久助といふ七月
の舟人あり徳多書本名を碑に記してあれを彼人
別よハ入らざりしと云ふれを我玉の人彼境に入
りし始めるる所一喜保御座のよりありやハ松島よ
もときあるも一光を久助の漂刻の時日本人彼地
へ入りし才四ヶ夜目くと光を久助に傳へしあり

宮上寺鉅跡頭取氏曰竹内徳多傳はるる南に
佐井村の者あり新艘の舟人あり百石積り大
豆と魚の糺つみ合水主殿合於七人系船延
享和甲子年享和二年十一月十日佐井の港を

帆せし難風上遇ひお方漂流し赤人ありオホーツカ
の漂流を船長徳多傳と記し者船を夢の国に
あす村伊勢屋あり船利八回あり大野村を船回
りてきてち人ありあす村利八をカムサスカ四の
土人日本通商ヒヨトロといふ者の妹舞と云ふ者
大野のハイルクツコイ國に住あり日所の有目と云ふ
流し百石の傳説を物又田を儲けるには子の
為を以て徳多傳に王冠賞しやヘイタラレランセイチャ
と名を物又田の三女あり十七年ありしが

國王の命を因り大船を新造しセイイヤ毎師としてコロラタラハンエリスコイと云港を開帆して西方の針路を求め帆せし舟を以てしよちりたりと云

右船乗地を求るる者赤人イシヨと云人トカスノスコイといふ者常経る所より由梅上地名人各軍帆と云月おるるハ南詔の人とすき漂到る北のりて赤人ト云と云る所一は流るるや内徳と云のりてのりて但し碑石より高保十年とあるを云と云といふものふ富るるこれに徳と云の外の人此石碑なる

ウ高保の流るる別し漂到の人と云るトコロコフの原直と助といふハ右の徳と云船の内もねも助ねの内と云るトコロコフが原直を此ハ延喜の年漂来し多し人なる所

そ故を以て徳と云助と云るは壬子の年日本光を以てて送る所と云る起るる改らるる日本通船後より中村を序送届いし甲午の年海西より後助功といふ加増し海西を校給る事と云るぬ女帝正かテリ十の時より依て不産豊りよるを云る但日本口を以て不産の事也此は小冊を以て

しとたりく勤めしは終るを納めしと云ふに
有人を三日迄と定めて彼人かユ入りたり
これを手に取る者ありし書并新書
手紙等々を悉く讀みしけり
こゝろよりあつていしと云ふに終るに
ハよき徳もつて面し多しと云ふにトコロ
コト思ひ付て此度の者在紙推挙し
よもあつ又此れ大切なることとの深意を
ししと云

彼人かユ入りしは終るを納めしと云ふに

何せ此れと云ふに終るを納めしと云ふに
またトコロコト新書と云ふに
亦ありしと云ふに
利欲をたらしめしと云ふに
お前く一決しと云ふに
其も連ね種と云ふに

てち地の商家「ステパン」
旨ータロイ千。キセロフ。
想山平や格とを名にカ美名と程ニキヤイ

あれも又オホーツカより
日次イルコーツカへ
若この及の目知人
もあつちのあなた
一室もつちの町
さうさうを名を
るりさくさくめ
まへんとの

故キセロフを養父と程ニ寺のて名を授かり
シハハバイトロ。ステハバイトロ。キシロフと改めたり
辰花ハ町年多「ゴロジニキ」と「オレキサンタラハナ
シイチコンタラドフ」といふものを
故コオレテライ オレキサンタライチ コンタラド
コと改むといふ

本御命石のあま我々をゆく名取ハ
佛の名を交けし之を父の授けし
仏名を以り其名をイキと轉を姓ハ
そののりしを授け給へる

メイト略イナ。ケセロフと改名教を四人は彼國人
別に入る者も其後ハ其者も其國臣も其後
子四人ハ別に住居せし能く外ハ彼付別家新ホ
も其後も其後ハ其者も其國臣も其後
元徳長ハ四人も其者ハ其後ハ其者も其國臣も其後
合系ハ其者も其後ハ其者も其國臣も其後
いたる

ケセロフハ大氣を大高を智果も其者も其
悲の心も其後ハ其者も其國臣も其後
オホーツカと其港ハ商船も其後ハ其者も其國臣も其後

ハ自分抱入るを漂流人を送り渡り日本交り
も其後ハ其者も其國臣も其後
今そのれも其後ハ其者も其國臣も其後
ハ後悔も其後ハ其者も其國臣も其後
のり其者も其後ハ其者も其國臣も其後

漂流人、其人前泪流し言板りの後仕出の品い
た、そのれも其後ハ其者も其國臣も其後
も其後ハ其者も其國臣も其後
宿流も其後ハ其者も其國臣も其後

此ハ其者の事其年其豊凶も其後ハ其者も其國臣も其後

浪浪の位のもも唐列傳に於て述べて知る
上巻の終りに

トコロコフコフとある先年の例もありは者か
と云ふ金もあつた退く時さするの阿多時を又
身保の役をもあつたし其初功と云ふとの思ふ
入れもあつたやうな御主人源流人前のも役
所の評議もあつたトコロコフハ日知通御不職の事
トコロコフたつと云ふ御主人前にもあつた
あつたトコロコフ依り新義ハ御主人前にもあつた
其後何れも別定のもあつた時又トコロコフ新義

内儀色々ある何役所ハ中務と云ふもあつた二
トコロコフ御主人前にもあつた御主人前にもあつた
りあつたと思つた又その後にもあつた御主人前にも
別定にもあつたトコロコフハ御主人前にもあつた

其美事源流ハ京都府と云ふ御主人前にもあつた
の命あり一時的に御主人前にもあつた御主人前にもあつた
度分保に御主人前にもあつた御主人前にもあつた
もあつた京都府ハ日知通御主人前にもあつた御主人前にもあつた
自由もあつた御主人前にもあつた御主人前にもあつた
ハハ何れも御主人前にもあつた御主人前にもあつた

其後高名「カチリナ」エキムヲナ「第三十許」と云ふ
如き多くあり新編高名子四拾五と云ふ所あり
源信人とも比しは男と「ニコライ」と云ふ所あり
七かく稱せしやた或るハ「コロテケ」と稱
古層さるゆゑなり

按し新編浮世の産とて生得伶俐極あり才覚若
と云ふやうなるは其実の性不為く其由同く生
れ異國の同所工回住し多かるは御さくそ其
脱^チ後せられん、扱ひ^シ年不^レ怖のりすと云
えイルコーワカ先志の仙臺儀^ハ字^ハ不^レ知^ルと云

其のふ思も本玉く工物云愛きと候りて病と若
くむ新編の^ハ名を^ハと^ハ形^ハして新編の仙臺人と同居
して^ハ女^ハ抱^キと^ハ交^ハけ^ハ終^ハて^ハ死^ハ失^ハせ^ハハ^ハ憐^ハい^ハと^ハ云^ハに
あのこたう^ハ布^ハ編^ハま^ハ我^ハと^ハ云^ハふ^ハなり
是年より病^ハと^ハ身^ハを^ハ居^ハぬ^ハり^ハと^ハ云^ハふ^ハなり^ハ神^ハ法
花^ハり^ハ成^ハり^ハぬ^ハなり
都^ハを^ハ浮^ハり^ハあ^ハる^ハなり^ハと^ハ云^ハふ^ハなり^ハ神^ハ法
正^ハの^ハ助^ハと^ハ改^ハ名^ハと^ハ結^ハぶ^ハ人^ハ列^ハ工^ハ加^ハら^ハり^ハと^ハ云^ハふ^ハなり
ん

和國の耶蘇一向宗なる所と云俗人悟来帰教

者お経の意信の人の者みおの彼五人を居せ
し此身びきりまを孫せぬものなり 標ある固
り舟多形民び見よ心を判ることを 跡^{ツキ}漏^{ロウ}りて今
ゆりておのり多く之申すゆりの人とは應^{ツキ}稿^{コウ}少^{シウ}ル
あるゆりまをくハキ多くつんまをのゆり^{ツキ}ひて覺
えぬしとやあを他^{ツキ}師^シる久くたれく信^{ツキ}記^キせ
の片言も多^{ツキ}ね^ネくしこれにうとね^{ツキ}る^ルまら^マら^ラの編中我
ま^{ツキ}和^ワの流^{リウ}由^ユ地^ヂ名^{メイ}ふハ世^{ツキ}界^キ名^{メイ}を併^{ツキ}せ^セ考^{コウ}へ^ヘ可^カなり又
信^{ツキ}流^{リウ}始^シ末^{マツ}の本^{ツキ}編^{ヘン}は照^{テウ}し^シ今^{ツキ}世^セを^{ツキ}分^フ明^{メイ}を^{ツキ}信^{ツキ}る^ルこと^{ツキ}も^{ツキ}多
このぶし

北邊探事卷一終

